

運送事業者に対する行政処分(令和6年1月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貨物	令和6年1月23日	海老運送有限会社(法人 番号8220002010406)代表 者忠谷勝行	石川県小松市御館 町乙1番地4	本社営業所	石川県小松市御館 町乙1番地4	文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第17条第1項 第1号、法第17条第4項	令和4年12月8日、監査実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項～第3項)(3)点呼の記録違反(安全規則第7条第5項)(4)運転者台帳の記載事項等の不備(安全規則第9条の5第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。